

飯塚市人権教育・啓発基本指針

【改定】

2021年（令和3年）3月
飯塚市

目 次

第1章 はじめに

1 基本指針策定の趣旨	1
2 人権教育・人権啓発の基本方針	2

第2章 人権を取り巻く状況

1 國際的な潮流	3
2 わが国における取組み	4
3 福岡県における取組み	5
4 飯塚市における取組み	6

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 就学前教育における人権教育	7
2 学校教育における人権教育	8
3 家庭における人権教育	10
4 地域における人権啓発	12
5 企業における人権啓発	14

第4章 分野別人権施策の推進

1 部落差別問題	15
2 女性の人権問題	17
3 子どもの人権問題	20
4 高齢者の人権問題	22
5 障がいのある人の人権問題	24
6 外国人の人権問題	26
7 さまざまな人権問題	
①インターネットによる人権侵害	28
②性的少数者の人権問題	30
③HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／その他の感染症患者等の人権問題	32
④犯罪被害者とその家族／刑を終えて出所した人の人権問題	34
⑤プライバシーの保護	35
⑥北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	36
⑦その他の人権問題	36

第5章 推進体制等

1 市の推進体制	37
2 国及び県等との連携	37
3 関係団体との連携	37
4 基本指針の見直し	37

資 料

1 世界人権宣言	41
2 日本国憲法（抄）	46
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	50
4 法務省人権啓発活動強調事項（令和2年度）	52
5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	53
6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	60
7 部落差別の解消の推進に関する法律	62
8 飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例	63
9 飯塚市男女共同参画推進条例	64
10 飯塚市の子どもをみんなで守る条例	72
11 飯塚市協働のまちづくり推進条例	79